

【目次】

目次の「ご質問内容」の箇所をクリックして
いただくと該当のページに移動します。

● 団体扱自動車保険について

項目	ご質問内容	ページ
全般	Q. 契約する保険会社を選ぶことはできますか	3
	Q. 補償内容について教えてください	3
保険料の割引について	Q. 一般に保険加入するよりも保険料が安いのはなぜですか	3
	Q. 団体扱割引率は毎年変わるのですか	3
	Q. 現在の団体扱割引率はいつまでですか	3
	Q. 過去の団体扱割引率は	3
	Q. 家族の車にも団体扱割引を適用できるのですか	3
	Q. 自動車保険以外の保険で、団体割引が適用になっているものはありますか	3
加入対象者について	Q. 契約者名義を親族にできますか	4
	Q. 記名被保険者（主に運転する方）は誰でもいいのですか	4
	Q. 車の所有名義は誰でもいいのですか	4
	Q. 現在 NEXCO を退職してグループ会社に在籍しています。グループ会社にも同様の団体制度があるようですが、そちらで加入してもいいのですか	4
保険料の支払いについて	Q. 保険料の支払いはどのようになりますか	5
	Q. 分割払いはできますか	5
	Q. クレジットカードのポイントを貯めるためクレカ払いをしたいのですが	5
	Q. 口座に現金を入れるのを忘れていたのですが	5
新規加入手続きについて	Q. 2 台目の車を購入したので、追加で保険に入りたいのですが	6
	Q. 現在他の保険会社で契約していますが、満期から NEXCO グループ団体扱自動車保険に加入したいのですが	6
各種変更手続きについて	Q. 自動車を買替えたのですが、何か手続きは必要ですか	7
	Q. 車両入替以外に変更手続きをする必要があるのはどんな場合ですか	7
	Q. 子供が免許を取得したのですが、自動車保険の補償対象とするにはどうしたらいいですか	7
	Q. 変更の際、追加の保険料が発生した場合の精算はどうするのですか	7
ご解約について	Q. 自動車を手放しましたが、何か手続きは必要ですか	8
	Q. 中断手続きとは何ですか	8
更新手続きについて	Q. 更新手続きはどのように行うのですか	9
	Q. 押印は必要ですか	9
	Q. どの書類を返送すればいいのですか	9
	Q. 口座の変更をしたいのですが、どうすればいいのですか	9
	Q. 保険料の支払口座を家族名義にしたいのですが	9
その他	Q. 車両保険をつけていれば、地震や津波による被害でも保険金は支払われますか	9

【目次】

● 自動車保険以外の保険について

項目	ご質問内容	ページ
全般	Q. 自動車保険以外で、販売している保険は何がありますか	10
	Q. 道友会で案内している保険は、いつでも加入することができますか	10
	Q. 道友会で案内している保険の割引率はどのくらいですか	10
	Q. 道友会で案内している保険商品以外は販売してないのですか	10
	Q. 地震保険に加入したいのですが	10
	Q. 普段自転車に乗っているのですが、万一の賠償事故に備えたいのですが、そのような保険はありますか	10

[【目次へ】](#)

● 団体扱自動車保険について

全般

Q. 契約する保険会社を選ぶことはできますか

A. NEXCO グループの団体扱自動車保険で採用されているのは、損害保険ジャパン日本興亜(株)の商品となっております。他の保険会社の商品をお選びいただくことはできませんので、ご了承ください。

Q. 補償内容について教えてください

A. 当社ホームページ内に、損害保険ジャパン日本興亜(株)のパンフレットをPDFにて閲覧できるページがございます。ぜひご覧ください。

保険料の割引について

Q. 一般に保険加入するよりも保険料が安いのはなぜですか

A. 団体扱制度は、加入台数が 1,000 台以上でなおかつ損害率が良好な場合に、「団体扱割引」を適用することができます。現在、NEXCO3 社の社員（道路厚生会会員）のほか、NEXCO 退職者・旧 JH 退職者およびグループ会社の社員を対象とした加入台数は、約 13,000 台にのぼり、**平成 28 年 10 月以降、32.5%の団体扱割引が適用されます。**

Q. 団体扱割引率は毎年変わるのですか

A. 毎年 10 月 1 日に見直されます。総契約台数および損害率により団体扱割引率が増減することがあります。損害率とは、ご加入者皆様から頂いた保険料に対する支払保険金の割合をいいます。

Q. 現在の団体扱割引率はいつまでですか

A. 団体割引率は、毎年 10 月 1 日で見直され、翌年 9 月 30 日までに保険始期が開始する保険契約に適用されます。

Q. 過去の団体扱割引率は

平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年～ 平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度～ 平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
5%	10%	20%	25%	30%	20%	25%	30%	32.5%

Q. 家族の車にも団体扱割引を適用できるのですか

A. NEXCO 退職者または旧 JH 退職者ご本人を契約者とすれば、配偶者、ご本人または配偶者の同居の親族、ご本人または配偶者の別居の扶養親族を所有者とする車も、団体扱の対象となり、割引を適用できます。

Q. 自動車保険以外の保険で、団体割引が適用になっているものはありますか

A. 道友会が会員向けに募集をしている、「団体傷害保険」・「ゴルファー保険」は団体割引が適用されている保険です。ただし、加入の条件として道友会の会員である必要があります。

[【目次へ】](#)

加入対象者について

Q. 契約者名義を親族にできますか

A. 契約者はNEXCO退職者または旧JH退職者ご本人のみとなっております。

Q. 記名被保険者（主に運転する方）は誰でもいいのですか

A. 下記の方が対象となっております。

- ① 契約者ご本人
- ② 配偶者
- ③ ご本人または配偶者の同居の親族
- ④ ご本人または配偶者の別居の扶養親族 のいずれかとなっております。
（「親族」とは、6親等内の血族、3親等内の姻族をいいます。）

ご加入時、もしくは記名被保険者変更時、③④の方が該当する場合は、続柄確認資料が必要とです。

③④の方の免許証コピー、健康保険証のコピー等を他の申込書類とあわせてご提出ください。

Q. 車の所有名義は誰でもいいのですか

A. 被保険者と同様で、契約者ご本人、配偶者、ご本人または配偶者の同居の親族、ご本人または配偶者の別居の扶養親族のいずれかとなっております。

車検証上の所有者欄の記載が上記に当てはまらない場合（ディーラーやローン会社名を除く）は、団体扱制度のご契約としてはお引き受けできません。団体扱制度のご契約にするためには、名義変更手続きをしていただく必要がございます。詳しくは当社までご相談ください。

Q. 現在NEXCOを退職してグループ会社に在籍しています。グループ会社にも同様の団体制度があるようですが、そちらで加入してもいいのですか

A. グループ会社の団体扱制度は、グループ会社のプロパー社員専用となっております。

NEXCO退職者の方は、現職時と同様の団体扱割引を適用できるNEXCO退職者用団体扱制度にてご加入ください。

[【目次へ】](#)

保険料の支払いについて

Q. 保険料の支払いはどのようにになりますか

A. 契約時にお客様に設定いただいた銀行口座からの自動振替となっております。
保険始期月の2か月後の27日に自動振替となっており、払込方法は年一括払です。
なお、年一括払となることで、月払よりもさらに5%の割引(団体扱一括払による割引)が適用となっております。

Q. 分割払いはできますか

A. 退職者様用のこの制度は、口座振替による一括払いが保険料集金の前提となっております。
分割払いはできかねますので、ご了承ください。

Q. クレジットカードのポイントを貯めるためクレカ払いをしたいのですが

A. 申し訳ございませんが、口座振替のみとなっておりますので、ご了承ください。

Q. 口座に現金を入れるのを忘れていたのですが

A. 口座に残高が残っていると引落しができます。
残高不足等で振替ができなければ、当社からご連絡いたします。
その際は当社指定口座へお振込をお願いいたします。

新規加入手続きについて

Q. 2台目の車を購入したので、追加で保険に入りたいのですが

A. ご加入手続きについては、2つの方法がございます。

- ① ご購入のお車の車検証コピーをご用意の上、当社までご連絡ください。当社スタッフから、補償内容および保険料のご案内等をさせていただきます。
- ② 当社のホームページのトップページ画面に「お見積り・お申込み」のボタンを設けております。クリックしていただき、条件を入力するとお客様ご自身で保険料の試算をすることができ、申し込みの希望をすることができます。申し込みの希望をしていただくと、当社スタッフよりお客様にご連絡をさせていただきます、正式な申し込み手続きのご案内をさせていただきます。

※ 2台目以降の場合、1台目の自動車保険の等級が11等級以上の場合、「複数所有新規」の制度が適用でき、「7S等級」にて契約できる場合があります（本来は6S等級）。

※ バイク、原付の保険のご加入方法は①のみとなります。ホームページからのご試算はできません。

Q. 現在他の保険会社で契約していますが、満期からNEXCOグループ団体扱自動車保険に加入したいのですが

A. 具体的な手続き方法は、上記内容（2台目の車を購入した場合）と同じです。

なお、追加書類として、証券番号・現在の等級・現在の補償内容がわかるもの（現在の保険証券のコピーなど）が必要となります。

また、NEXCO（またはJH）在職時の社員（職員）番号が必要です。事前にご確認ください。

また、他の保険会社で適用になっている等級は、団体扱に切り替えても継承することができます。（ごく一部例外となる会社がございます。詳しくは当社までお問い合わせください。）

[【目次へ】](#)**各種変更手続きについて**

Q. 自動車を買替えたのですが、何か手続きは必要ですか

A. 「車両入替」の手続きをする必要がございます。

一度当社までご連絡の上、新しいお車の車検証のコピーを、当社まで FAX をお願いいたします。

(FAX 番号 03-5210-5566)

遅くとも納車日の前日のお昼までにご依頼ください。(納車が週末の場合は、金曜日のお昼まで)

Q. 車両入替以外に変更手続きをする必要があるのはどんな場合ですか

A. 車両入替以外で、主に変更手続きが必要なものは以下の通りです。

- ① 住所が変わったとき
- ② 年齢条件を変更するとき
- ③ お子様を運転対象に加える(外す)とき
- ④ 運転者の限定をつける(外す)とき
- ⑤ 主に運転する方(被保険者)を変更するとき
- ⑥ 補償内容を変更するとき
- ⑦ お車の使用目的が変わったとき(例:通勤に使用されるようになったときなど)
- ⑧ ご解約されるとき

お手続きに関しては、当社までご連絡いただき、変更事項をお申し付けください。

また、①～⑧以外で何か現在の契約に対し変更がございましたら、当社までご連絡ください。

Q. 子供が免許を取得したのですが、自動車保険の補償対象とするにはどうしたらいいですか

A. お子様がお同居されている場合は、年齢条件をお子様の年齢に合わせていただく必要がございます。

お子様が別居されている場合は、年齢条件の対象外となりますので、年齢条件をお子様の年齢に合わせていただく必要はございません。

また、運転者の限定を「本人・配偶者限定」にしている場合は、その限定を外す必要がありますが、お子様が同居もしくは別居でも未婚のお子様であれば「家族限定」の対象となります。

(ケースによって手続き方法が異なりますので、詳しくは当社までお問い合わせください。)

Q. 変更の際、追加の保険料が発生した場合の精算はどうするのですか

A. 変更の際の追加保険料は、保険料の振替口座から追加分を自動振替いたします。

変更発生日の2か月後の27日に自動振替をいたします。

なお、変更に伴い保険料が返還となる場合は、当社からご指定の口座にお振り込みをさせていただきます。

ご解約について

Q. 自動車を手放しましたが、何か手続きは必要ですか

A. 契約のご解約手続きを行いますので、当社までご連絡お願いいたします。

所定の書類にご署名が必要となりますので、当社から書類をご郵送いたします。

なお、解約ならびに満期をもって更新をしないご契約の等級が 7 等級以上の場合（1 年間事故のない状態で満期を迎えた 6 等級契約を含む）、中断手続きを行うこともできます。

※注意：ご解約時、等級が 5 等級以下（割増等級）の場合、13 か月間以内に再度保険加入される場合には、その等級が引き継がれますのでご了承ください。

Q. 中断手続きとは何ですか

A. ご契約のお車の廃車・譲渡等によりご契約を解約する（または継続しない）場合に、「自動車保険の中断手続き」を行っていただくことで、中断前のご契約のノンフリート等級（無事故による割増引）を 10 年間保持することができ、将来お車の再取得等であらたにご契約いただく際にそのノンフリート等級を引き継ぐことができます。

※ 中断前に事故による保険使用があった場合は、再契約時にその事故情報が反映したノンフリート等級および事故有係数が適用となります。

※ 解約時の状況によって中断手続きができない場合や、再契約時の状況によって中断復活が出来ない場合がございます。詳しくは当社までお問い合わせください。

[【目次へ】](#)

更新手続きについて

Q. 更新手続きはどのように行うのですか

A. 自動車保険の更新手続きは、更新対象契約の満期 2 か月前をメドに、当社から「更新案内（申込書）」をご郵送にてお送りいたします。

Q. 押印は必要ですか

A. 押印は必要ありませんがご署名をお願い致します。

Q. どの書類を返送すればいいですか

A. 当社からお送りした申込書類のうち、次の 3 つの書類をご返送ください。

- ① 自動車保険契約更改申込書（本紙）
 - ② 自動車保険契約更改申込書（代理店控）
 - ③ ご契約条件（重要事項）確認書
- ※ 自動車保険契約更改申込書（お客様控）はお客様ご自身で保管してください。

Q. 口座の変更をしたいのですが、どうすればいいですか

A. 当社までご連絡をお願い致します。新しい口座振替用紙を当社からご郵送いたします。

Q. 保険料の支払口座を家族名義にしたいのですが

A. 申し訳ございません。

支払口座はご契約者様名義のみとなっております。

その他

Q. 車両保険をつけていれば、地震や津波による被害でも保険金は支払われますか

A. 車両保険では、地震・噴火・津波による損害は免責となっており、補償されません。

ただし、その損害をカバーする特約として「地震・噴火・津波車両全損時一時金特約」があります。

この特約は、車両保険（一般条件）を適用したご契約に対し、地震・噴火・津波による損害でご契約の自動車が全損になった場合に、一時金として 50 万円（ただし、車両保険金額が 50 万円を下回る場合はその金額とします。）をお支払いする特約です。

この特約の年払保険料は、4,750 円となります。

[【目次へ】](#)

● 自動車保険以外の保険について

全般

Q. 自動車保険以外で、販売している保険は何がありますか

A. 現在、道友会では、自動車保険以外に以下の保険商品を団体保険制度として案内しています。

- ① 団体傷害保険
- ② ゴルファー保険

但し、① 団体傷害保険に関しては、加入者が道友会の会員であることが必要条件となっております。

Q. 道友会で案内している保険は、いつでも加入することができますか

A. 随時加入受け付けとなっているものは、「自動車保険」のみとなっております。

団体傷害保険は12月、ゴルファー保険は4月に年一回の募集となっております。

ただし、中途加入ができる場合もございますので、詳細は当社までお問い合わせください。

Q. 道友会で案内している保険の割引率はどのくらいですか

A. 各保険商品により異なります。

団体傷害保険・・・団体割引 28%

ゴルファー保険・・・" 30%

(平成29年2月現在。割引率は毎年変動する可能性があります。)

Q. 道友会で案内している保険商品以外は販売してないのですか

A. 当社では、損害保険の全商品（海外旅行保険やレクリエーション保険など）を取り扱っております。

また、退職者の方には生命保険（終身保険、定期保険など）の販売も行っております。

Q. 地震保険に加入したいのですが

A. 地震保険は単独で加入することができません。必ず「火災保険」とセットでご加入ください。

なお、地震保険の保険金額は、火災保険の保険金額の30～50%以内で設定し、なおかつ建物5,000万円、家財1,000万円が上限となっております。

Q. 普段自転車に乗っているのですが、万一の賠償事故に備えたいのですが、そのような保険はありますか

A. 自転車に乗っていて他人に接触してケガをさせたしまったなどの場合、自動車保険や火災保険、傷害保険の特約で付帯できる「個人賠償責任保険特約」にて対応可能です。特に団体扱自動車保険に付帯する場合、団体扱割引が適用されていますので、年間1,000円程度の保険料で付帯することができ、保険金額は無制限、なおかつ示談交渉サービスがついているのでお得です。